

パブリックコメント（市民意見公募手続）

当該案件はパブリックコメントを実施しません

次の案件について、上越市パブリックコメント条例第3条第2項に基づき、パブリックコメントを実施しません。

案件名：上越市公共施設等総合管理計画（基本方針）

■該当事項

(1) 緊急を要するもの	
	人命・人権・生態系環境に影響を及ぼす恐れのあるもの
	災害・公害により急を要するもの
	上位法令等で意思決定期間が定められているもの
	その他（ ）
(2) 法令等により縦覧その他パブリックコメントと同等の効果を有すると認められる手続きを義務付けられているもの	
	上位法令等により、縦覧、審議会の設置、広報及び広聴の手続きなどが義務付けられているもの
(3) 市民の生活及び事業活動に影響を及ぼさない軽微なもの	
	上位法の改正に伴い字句、引用している条項を改正するもの
○	計画等の変更により市民の活動に影響を及ぼさない用語等の修正、削除をするもの
	その他（ ）
(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求の手続を経て制定改廃する条例	
	市民の発意により議会に提案される条例

■実施しない具体的な理由

国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂に伴い、市が策定している「地球温暖化対策実行計画」に基づく脱炭素化の推進方針を記載するもので、市民の生活及び事業活動に影響を及ぼさないため。	
公表場所	行政改革推進課、市政情報コーナー（市役所木田第一庁舎1階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田城址公園オーレンプラザ、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ
公表期間	令和5年3月25日（土）～令和5年4月24日（月）
問合せ先	上越市総務管理部行政改革推進課 電話：025-520-5609（直通）

※パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話係へお問い合わせください。
電話：025-520-5615（直通）